

基本問題に関する検討部会 部会員名簿

平成22年12月1日現在

(順不同、敬称略)

部会長	菅原進一	東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授
部会員	小林恭一	東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授
〃	矢代嘉郎	清水建設株式会社常務執行役員技術研究所長
〃	野村 歆	国際医療福祉大学大学院教授
〃	木下健治	弁護士
〃	城山英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	中川丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
〃	金子 衛	(社)日本ビルディング協会連合会事務局次長
〃	河村真紀子	主婦連合会事務局次長
〃	召田幸大	(社)日本損害保険協会業務企画部地震・火災・新種グループ担当課長
〃	岡田和史	千葉県消防局予防部参事兼予防課長事務取扱
〃	阿部勝男	東京消防庁参事兼予防課長
〃	二宗伸介	大阪市消防局予防部予防担当課長
オブザーバー	高木直人	国土交通省住宅局建築指導課課長補佐
〃	家田康典	厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐
〃	廣瀬 泉	厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐
事務局	総務省消防庁予防課	

「公的認証制度のあり方に関する作業チーム」における検討作業

1. 概要

「基本問題に関する検討部会」において検討を行う消防用機械器具等の公的認証制度のあり方に関し、以下のような技術的事項に係る調査・検討を行うため、品質管理や機械工学等の専門家による作業チームを設置して、平成 22 年中を目途に集中的に作業を行う。

- ・ 品質管理の視点からの合理的な認証業務のあり方
- ・ 各認証制度の対象とすべき消防用機械器具等の品目の整理
- ・ 検定制度等のプロセス全般を通じた技術的妥当性の検証 等

2. 委員

(学識経験者)

鈴木 知道 東京理科大学工学部経営工学科准教授

橋本 巨 東海大学工学部機械工学科教授

(民間企業)

金子 龍三 株式会社プロセスネットワーク代表取締役社長

清水 力 NTT ラーニングシステムズ株式会社教育研修事業部コンサルティンググループ長

(関係団体)

平岡 靖敏 財団法人日本規格協会研修事業部企画課・研修事業課課長

3. 事務局

消防庁予防課

4. 検討スケジュール

年内に 3 回程度開催し、検討作業の結果を「基本問題に関する検討部会」に報告。

⇒第 1 回は 7 月 2 日に、第 2 回は 10 月 8 日に、第 3 回は 11 月 25 日に開催し、第 3 回で検討作業結果(次頁以下参照)をとりまとめ。

「公的認証制度のあり方に関する作業チーム」検討作業結果

平成 22 年 11 月 25 日

公的認証制度のあり方に関する作業チーム

本作業チームにおいては、「基本問題に関する検討部会」にて検討を行っている「公益法人事業仕分け」（平成 22 年 5 月）における指摘事項への対応に関し、消防用機器等に求められる品質の確保の観点から以下の 3 つの論点に係る必要な技術的調査・検討を行い、以下の通り各論点への「対応方針」を取りまとめたので、報告する。

なお、別紙の「公的認証制度の対象品目に係る事務局整理案」については、下記 1. の「対応方針」に従った内容であることを確認する。

1. 「検定」及び「自主表示」の品目の再整理

（対応方針）

消防法における「検定」及び「自主表示」の対象となる消防用機器等について、個々の品目単位での品質確保や法令による設置義務の有無という視点ではなく、火災発生時における「人命確保」の観点から、防火安全性に係るシステム全体の中での各品目及び各公的認証制度の役割・位置付けを明確に捉えた上で、再整理を行う。

2. 「検定」への自主検査の導入等

（対応方針）

「現行の立会検査方式による検査履歴の状況」や「品質管理方法等の管理体制」等に係る一定の条件を満たした優良な製造事業者については「データ審査方式」による個別検定への移行も可能とし、「データ審査方式」への移行に伴う不正防止策として「抜き打ち検査」等を実施する。また、未受検販売等に対する事後的なペナルティとして「リコール命令」の導入及び罰則の強化を行う。

3. 「検定」への民間参入の促進

（対応方針）

登録検定機関の参入が進まない要因としては、「検定」に係る能力的要因（試験設備や技術者の確保）と国内市場に係る要因（国内市場の規模や将来性等）が考えられるが、防火安全性に係るシステム全体の中での「検定」の役割・位置付けに留意した上で、「検定」の実施に必要な能力が確保される限度内における登録要件の緩和を図ることとし、試験設備の「保有」を求める要件について見直す。

公的認証制度の対象品目に係る事務局整理案

1. 検定【現行：14品目→再整理後：12品目】

(役割・位置付け)

一定の性能等が発揮されなければ、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのある消防用機器等のうち、特に重要なものについて、事前に第三者機関による規格適合性の確認を求める制度。



(品目の再整理)

- ① 現行14品目のうち、以下の3品目は「自主検査の拡大」の趣旨を踏まえ、「自主表示」に移行。

「消防用ホース」
「差込式又はねじ式の結合金具」 } ←主として消防機関が使用するもの
「漏電火災警報器」 ←建築物の実態変化でニーズが低下

(注) 上記のうち「漏電火災警報器」は、消防法第17条に定める「消防用設備等」として製造事業者等の依頼により「認定」の対象とすることは可能。

- ② 現在「鑑定」の対象とされている「住宅用火災警報器」は、住宅火災対策上、全住宅に設置を義務付けており、特に重要な品目として新たに「検定」の対象品目に追加。

2. 自主表示【現行：2品目→再整理後：6品目】

(役割・位置付け)

一定の性能等が発揮されなければ、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのある消防用機器等のうち、検定の対象品目以外のものについて、製造事業者等に規格適合性の自己認証を求める制度。



(品目の再整理)

- ① 現行2品目（主として消防機関が使用する「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」）については従前どおり。
- ② 「消防用ホース」、「差込式又はねじ式の結合金具」、「漏電火災警報器」を新たに「自主表示」の対象品目として追加。（上記1. ①のとおり。）
- ③ 現在「鑑定」の対象とされている「エアゾール式簡易消火具」は、住宅火災対策上、重要な品目として新たに「自主表示」の対象品目に追加。

予防行政の沿革

*財団法人消防科学総合センターHP「消防防災博物館」
(<http://www.bousaihaku.com/>)に基づき一部追加・編集

＜自治体消防の発足＞

(1) 昭和10年代の消防体制

ア 公設消防

昭和時代に入り、都市への人口集中により都市の火災発生危険が高まり、また国際情勢の変転、非常時局の切迫、国防上の重要都市の消防体制の強化を図る目的で、次に示す各都市に順次、東京と同じ公設消防署が設置されていった。

この結果、戦時中における公設消防署設置都市は36都市に及び、人員も増大して総数3万人を超えるに至ったが、太平洋戦争の終結に伴い、すべて平時体制へ切り替えられ、消防も1万人近い人員整理（行政整理）が行われた。しかし、各府県とも比較的戦災を受けない近接都市を知事の職権で消防署管轄区域に編入させ、新消防制度発足までに消防署設置都市の数は57都市に増大した。

イ 警防団

昭和12年防空法制定を機に防護団と消防組の統一を図ることとなり、内務省は昭和14年1月25日勅令第20号をもって「警防団令」を公布し、同年4月1日から施行された。これにより、新たに民間防空群の主軸として警防団が発足した。

(2) 自治体消防の創設

戦後、総司令部公安課長ハリー・E・プリアム大佐は、アメリカから元ニューヨーク市警察局長ルイス・J・バレンタインを団長とする都市警察改革企画団、及びミシガン州警察部長オスカー・G・オランダールを委員長とするオスカー地方警察企画委員会の二つの調査団を招き、わが国の警察制度の改革に関する調査を行わせた。両調査団は、消防を警察から分離すべきことを報告書の中で強く勧告した。

この報告書が契機となって、政府は昭和21年10月に「警察制度審議会」を設置するなどして調査審議を行った。

その後、昭和22年9月16日にマッカーサー元帥から片山内閣あての書簡で、警察制度改革に関する最高方針が下された。覚書の基本的方針は、警察を地方分権化し、人口5,000人以上の市町に自治体警察を設置させること、及び警察は警察本来の犯罪捜査等に専心し、その他の行政事務は、あげて他の各省に委譲し、かつできるだけ地方自治体をして所掌せしめること等であった。これに基づいて9月27日、「警察立法に関する件」の覚書が政府に通知されたことに伴い、消防は警察から完全に分離して独立することとなったのである。

昭和22年12月23日、消防組織法（法律第226号）が公布され、翌23年3月7日から施行された。ここに消防は、市町村がその責任においてすべて管理する自治体消防へ移行し、それに際して新生消防は、予防行政という新しい使命を担うこととなった。

1 昭和20年代

(1) 消防法の制定

新生消防は、それまでの火消しの消防から脱却して、新たに火災予防に力を注ぐこととした。近代消防は、火災を鎮圧して終了というのではなく、いかに火災を発生させないか。火災の後に消防が出てくるのではなく、火災の前にも消防が存在すべきだと考えたのである。よって、昭和23年7月24日公布された消防法は、特に火災予防を重視したものとなった。同法の制定により、これまで事実行為としか認められなかった行為に法的裏づけがなされたにとどまらず、従前の警察にはなかった予防行政上の新たな権限が広く消防に与えられたのである。

すなわち、消防法において、「火災の予防のための措置」「建築同意」「危険物の規制に関する事項」「消防の設備等」「火災の調査」などが規定され、ここに火災予防に関する制度は、初めて体系的なものとして確立され、自治体消防の内容を豊富にしていたのである。

(2) 火災予防運動

火災予防は、消防に権限が与えられればそれで事足りるというものではなく、国民一人ひとりに火災予防に対する意識の向上がなくては実現不可能である。そこで国家消防本部（昭和27年国家消防庁を改称）は、防火思想の向上を目的に、春秋2回にわたって全国統一火災予防運動を実施することとし、昭和28年秋から実施した。

2 昭和30年代

(1) 消防用設備等に関する政令基準化

昭和30年代に入って劇場、飲食店、映画館、旅館、学校、病院等の火災により、多数の犠牲者が発生した。消火設備、警報設備、避難設備など消防用設備等については、法律で設置・維持義務が規定されていたものの、技術基準については市町村条例に委任されていたことから、その実効性を確保すべく、昭和35年の消防法改正により、その政令基準化が図られた。これを受け、翌36年に消防法施行令が制定され、全国統一的な設置・維持が図られることとなった。

* これに先んじて、同様の事情により危険物保安についても昭和34年に政令基準化が図られている。

(2) 防火管理者制度の導入

昭和35年の法改正により、従来の防火責任者制度を防火管理者制度に改め、防火管理者を置かなければならない対象物の範囲、防火管理者の果たすべき業務内容について拡大が図られた。

(3) 消防用機械器具等に関する義務検定制度の導入

昭和38年には、それまで任意であった消防用機械器具等の検定を義務制とし、新たに日本消防検定協会が設立された。これに伴い、検定業務は消防研究所から同協会へと移行した。

3 昭和40年代

(1) 消防設備士制度の創設

昭和30年代後半から、不特定多数の者を収容する防火対象物において火災が発生し、いざ消防用設備等を使用しようとしても活用できない設置の仕方であったり、十分に機能しないため被害が拡大するという事例が多数みられるようになった。このため、昭和40年の消防法改正により消防設備士制度が創設され、防火対象物に設置が義務づけられている消防用設備等のうち一定のものに関する工事・整備を消防設備士に行なわせることが義務づけられた。

(2) 共同防火管理制度の創設

昭和43年の消防法改正により、管理系統の分かれる高層建築物、地下街及び地階を除く階数が5以上の複合用途防火対象物においては、共同して防火管理を行わなければならないこととされた。

(3) 防災規制の導入

昭和43年の消防法改正により、高層建築物、地下街及び不特定多数の者を収容する施設においては、火災を拡大させないためカーテン、幕類を防災性能を有する物を使用しなければならないこととされた。

(4) 既存の特定防火対象物に係る消防設備基準の遡及適用

昭和47年の大阪市千日デパートビル火災、昭和48年の熊本市大洋デパート火災など惨事が続発したことから、昭和49年に消防法の改正が行われ、これまで改正後の技術基準が原則として適用されないこととなっていた既存防火対象物におけるスプリンクラー設備等の設置・維持についても、百貨店、旅館、病院等の特定防火対象物にあたっては、遡及適用されることとなった。

(5) 消防設備点検制度・同資格者制度の創設

昭和49年の消防法改正により、消防用設備等に関する点検報告制度が創設されるとともに、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者による点検報告が義務づけられた。

4 昭和50年代

(1) 適マーク制度の運用

昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災や昭和57年2月に発生したホテル・ニュージャパン火災を契機として、昭和56年度から多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、措置命令に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が全国的に運用されることとなった。昭和58年度からは、同制度の対象範囲が劇場や百貨店等にも拡大された。

(2) 準地下街の導入等

昭和55年の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故を教訓に、昭和56年の消防法施

行令の改正により、一定規模以上の地下街についてはガス漏れ火災警報設備の設置が義務づけられるとともに、令別表第1の用途区分に新たに「準地下街」が追加され、地下街に準ずる防火安全対策が義務づけられることとなった。

6 昭和60年代～平成初期

昭和62年の松寿園火災を踏まえ、社会福祉施設等のうち自力避難困難者が多数存するものについて、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置対象が拡大された。同じく、平成2年の長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店舗等について、スプリンクラー設備の設置対象が拡大された。

7 平成10年以降

(1) 新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた安全管理の徹底等

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、平成14年に消防法改正が行われ、防火対象物における安全管理及び消防機関による違反是正の徹底が図られた。

- 防火対象物点検報告・同特例認定制度の創設
 - 当該適合表示制度の導入に伴う「適マーク」の廃止
- 避難上必要な施設（廊下、階段、避難口等）の管理義務づけ
- 消防機関による立入検査権限の強化
- 命令・罰則の強化等（物件除去命令等の創設、消防吏員への命令権限の付与、命令を発した場合の公示義務づけ、罰則の強化）

(2) 消防用設備等の技術基準に関する性能規定化

新技術の円滑な導入等の観点から、消防用設備等の技術基準に関する性能規定化を図るため、平成15年に消防法の改正が行われ、従来の消防用設備等に代えて新たな特殊消防用設備等を用いる場合の規定の整備が図られた。

(3) 住宅用火災警報器の設置義務化

近年、住宅火災による死者が増えており、今後の高齢化の進展に伴い更に増加することが懸念されること等から、米英において死者低減に大きな効果が認められた住宅用火災警報器について、平成16年の消防法改正により、住宅への設置・維持が義務づけられた。

(4) 大規模地震に対応した消防防災体制の強化

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況下で、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保は喫緊の課題であることから、平成19年の消防法改正により、防火管理者や防火対象物定期点検報告等の防火に関する諸制度を、地震等の火災以外の災害にも準用し、防災体制の整備を促進するための制度を導入した。

一 消防法令改正年表

(一) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

公布年月日	法律番号	関係法律	備考
二四・六・四	一九三	水防法	水災を消防法から除外 ① 立入検査権の拡充強化 ② 危険物の追加及び規制対象限度量の法律事項化 ③ 国家消防庁による規格検定品目の拡充 ④ 市町村長による火災警報発令権発動の要件緩和 ⑤ 消防自動車のサイレン使用及び速度制限を改正 ⑥ 消火活動について実際に即応するよう改正 ⑦ 火災原因調査に関する規定の整備 建築基準法の制定に伴い、第七条の規定を整備 「国家消防庁」を「国家消防本部」に改正 災害補償の規定を追加 第二十八条、第三十五条の二及び第三十五条の三の一部を改正し、「警察吏員」を削除 災害補償を政令で定める基準により行わなければならないものとしたこと 気象庁設置に伴い、第二十二條第一項を改正 ① 危険物の規制に関する実施規定の法制化
二五・五・一七	一八六	消防法の一部を改正する法律	
二五・五・二四	二〇一	建築基準法	
二七・七・三一	二五八	消防組織法の一部を改正する法律	
二七・八・一	二九三	消防法の一部を改正する法律	
二九・六・八	一六三	警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	
三一・五・二二	一〇七	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	
三一・六・一一	一四一	運輸省設置法の一部を改正する法律	
三四・四・一	八六	消防法の一部を改正する法律	

<p>三四・四・二四 一五六</p>	<p>建築基準法の一部を改正する法律</p>	<p>②消防本部及び消防署を置かない市町村における危険物規制事務を都道府県知事に行わせることとしたこと ③危険物取扱主任者及び映写技術者の試験及び免状についての規定の整備 建築基準法の改正に伴い、第七条第二項の規定を整備</p>
<p>三五・六・三〇 一一三 三五・七・二 一一七</p>	<p>自治庁設置法の一部を改正する法律 消防法の一部を改正する法律</p>	<p>「国家消防本部」を「消防庁」に改正 ①防火管理者制度の整備 ②火災危険の著しい物品の技術基準を市町村条例で定めることとしたこと ③消防用設備等の技術基準を政令で定めることとし、付加条例の根拠規定を整備</p>
<p>三六・六・一七 一四五</p>	<p>学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律</p>	<p>第十三条の三に高等専門学校を追加</p>
<p>三七・五・一六 一四〇</p>	<p>行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律</p>	<p>第六条の改正</p>
<p>三七・九・一五 一六一</p>	<p>行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律</p>	<p>第五条の二を追加</p>
<p>三八・四・一五 八八</p>	<p>消防法の一部を改正する法律</p>	<p>①映画の上映に関する規制の緩和 ②消防用機械器具等の義務検定制度の確立と日本消防検定協会の設立 ③立入検査時の質問に関する明文規定の整備 ④救急業務の法制化</p>

四九・六・一	六四	消防法の一部を改正する法律	消防法の一部を改正する法律
四七・六・二三	九四	消防法等の一部を改正する法律	消防法等の一部を改正する法律
四六・一・一一	一三〇	沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律	沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律
四六・六・二	九八	道路交通法の一部を改正する法律	道路交通法の一部を改正する法律
四六・六・一	九七	消防法の一部を改正する法律	消防法の一部を改正する法律
四五・六・一	一一一	許可、認可等の整理に関する法律	許可、認可等の整理に関する法律
四三・六・一〇	九五	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律
四二・七・二五	八〇	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律
四〇・五・一四	六五	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律
三八・四・一五	九〇	道路交通法の一部を改正する法律	道路交通法の一部を改正する法律

第二十六条の一部改正

- ①危険物の規制について、仮貯蔵又は仮取扱いを消防長又は消防署長の承認事項とし、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類又は限度数量の変更の届出制を導入する等、強化及び合理化を図ったこと
- ②消防設備士制度の導入
- ③屋外における火災予防の強化、予防査察の対象範囲の拡大等

第九条の二、第三十五条の六を追加

第四条の二を改正し、第八条の二及び三、第二十三

条の二、第二十五条第三項を追加

第十五条第二項を削り、関係罰則を整理

①防火管理及び共同防火管理に係る是正命令権を消防長又は消防署長に与えたこと

②危険物取扱者制度の整備、危険物の品名の整理統合及び指定数量の合理化、移動タンク貯蔵所による危険物の移送の監視等の措置を講じたこと

③救急業務の実施市町村に関し、政令による個別指定方式に改正

第二十六条の改正

第二十二條に沖繩氣象台長を追加

防災物品を販売する際の表示を義務化すること等により、防災規制の徹底を図ったこと

①防火管理に係る措置命令権を消防長又は消防署

五〇・二二・一七	八四	石油コンビナート等災害防止法	<p>長に与えたこと</p> <p>②危険物規制に関し、市町村又は都道府県の境界を越えて設置される移送取扱所の許可行政庁について規定を整備し、緊急時における製造所の使用停止命令、通報義務等の規定を整備する等所要の措置を講じたこと</p> <p>③消防用設備等に関し、地下街における設置規制を強化し、特定防火対象物における遡及適用、届出検査、点検報告、再講習の義務付けの措置を講じたこと</p> <p>第十一条及び第十二条の二を改正し、第十二条の七及び第十四条の三の二を追加し、第十六条の三を改正し、第三十九条の二及び第三十九条の三を追加し、関係罰則を整理</p> <p>①危険物保安技術協会の設立</p> <p>②特定の製造所等に係る完成検査前検査の受検義務化</p> <p>③保安に関する検査の受検義務対象物の拡大</p> <p>④危険物保安技術協会への委託規定の整備</p> <p>大規模地震対策特別措置法に基く警戒宣言が発せられた場合における消防法の準用を措置</p> <p>「廃疾」を「障害」に改正</p> <p>都道府県における危険物取扱者試験委員を必置規制から任意設置に改正</p>
五一・五・二九	三七	消防法の一部を改正する法律	
五三・六・一五	七三	大規模地震対策特別措置法	
五七・七・一六	六六	障害に関する用語の整理に関する法律	
五七・七・二三	六九	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する	

五八・五・二〇	四四	法律 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律	建築確認の簡素合理化に対応し、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等消防同意事務を簡素合理化
五八・一二・一〇	八三	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	危険物取扱者試験及び消防設備士試験に関し、指定試験機関制度を導入
六〇・一二・二四	一〇二	許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律	消防の用に供する機械器具等のうち、政令で定めるものについて強制検定に代えて自己認証制度を導入することとしたこと
六一・四・一五	二〇	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険物保安技術協会の経営の効率化 ② 日本消防検定協会の経営の効率化 ③ 救急業務の対象の拡大等 ④ 移動タンク貯蔵所に係る応急措置命令の強化拡充 ⑤ 市町村における救助隊の配置規定の整備
六一・一二・二六	一〇九	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律	市町村及び指定講習機関による講習制度を導入
六三・五・二四	五五	消防法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険物の定義の明確化、判定試験の導入 ② 指定数量及び指定可燃物に係る規定の整備 ③ 製造所等の許可取消しに係る規定の整備 ④ 危険物取扱者試験の受験資格要件の緩和 ⑤ 危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令の新設 ⑥ 罰金額の引上げ等

五・一一・一二	八九	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	行政手続法の施行に伴う規定の整備
六・六・二二	三七	消防法の一部を改正する法律	①甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定制度の廃止 ②消防作業に従事したものに係る補償制度の対象範囲の拡大 ③罰金額の引上げ等
一〇・六・一一	一〇〇	建築基準法の一部を改正する法律	建築基準法の一部改正に伴う指定確認検査機関の建築確認時の消防同意の義務づけ
一〇・六・一一	一〇一	学校教育法等の一部を改正する法律	学校教育法等の一部改正に伴う甲種消防設備士試験の受験要件の整備
一一・七・一六	八七	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	国の関与に関する規定の新設等機関委任事務の廃止に伴う規定の整備
一一・一一・二二	一六〇	中央省庁等改革関係法施行法	中央省庁等改革に伴う大臣名、府省名、府省令名等に関する規定の整備
一一・一一・二二	一六三	独立行政法人消防研究所法	独立行政法人消防研究所設立に係る規定の整備
一三・七・四	九八	消防法の一部を改正する法律	①第九条の条例で定める事項の基準を政令で定めることとしたこと ②ヒドロキシルアミン等を危険物の品名に追加 ③法別表第四類の項第六号及び第七号の引火点の範囲を二五〇度未満に設定
一四・四・二六	三〇	消防法の一部を改正する法律	①立入検査の時間制限、事前通告の廃止 ②措置命令等の発動要件の明確化 ③防火対象物の定期点検報告制度の導入

一五・六・一八	八四	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律	④避難上必要な施設等の管理の義務づけ ⑤罰金額の引上げ等 ①性能評価の導入 ②登録検定機関制度の導入 ③消防庁長官の火災原因調査権を規定 住宅用防災機器の設置維持義務を規定
一六・六・二	六五	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律	行政事件訴訟法の一部改正に伴う規定の整備 性能評価の手数料、登録機関の登録手数料等を登録免許税に移行
一六・六・九	八四	行政事件訴訟法の一部を改正する法律	「親会社」や「営業報告書」などの記述について規定の整備
一七・三・三一	二一	所得税法等の一部を改正する法律	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う規定の整備
一七・七・二六	八七	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整備
一八・三・三一	二二	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律	地方自治法の改正による吏員制度の廃止に伴う規定の整備
一八・六・二	五〇	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律	消防組織法の改正に伴う規定の整備 大規模な建築物その他の工作物における自衛消防組織の設置及び防災管理の実施の義務づけ 市町村長等の危険物施設における危険物流出等事故の原因調査権を規定
一八・六・七	五三	地方自治法の一部を改正する法律	
一八・六・一四	六四	消防組織法の一部を改正する法律	
一九・六・二二	九三	消防法の一部を改正する法律	
二〇・五・二八	四一	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	

(二) 消防法施行令 (昭和三十六年政令第三十七号)

公布年月日	政令番号	関 係 政 令	備 考
三六・一二・二六	四二七	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	第三条第二号に高等専門学校を追加
三七・一二・四	四四三	消防法施行令の一部を改正する政令	別表第五に電気火災警報器を追加
三八・一二・一九	三八〇	消防法施行令の一部を改正する政令	消防法の一部改正に伴い、消防用機械器具等の検定及び救急業務について必要な事項を定めるとともに、電気火災警報器の技術上の基準を改正
三九・七・一	二二三	消防法施行令の一部を改正する政令	非常コンセント設備を消防用設備等に追加するほか、スプリンクラー設備等に関する基準を整備
三九・一二・二八	三八〇	消防法施行令等の一部を改正する政令	第三十七条に閉鎖型スプリンクラーヘッド、金属製避難はしご及び緩降機を追加
四一・四・二二	一二七	消防法施行令の一部を改正する政令	消防設備士の業務独占の範囲を定める等消防設備士制度発足に伴い所要事項を改正
四一・一〇・四	三四二	消防法施行令の一部を改正する政令	消防設備士の業務独占の範囲に、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を追加
四一・一二・一五	三七九	消防法施行令の一部を改正する政令	避難器具に関する技術上の基準を整備
四二・五・一二	六八	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務の設置基準を人口五万以上の市としたこと
四三・三・三〇	四七	消防法施行令の一部を改正する政令	届出を要するガス等を定め、救急業務の実施基準を人口四万以上の市としたこと
四三・一一・一五	三一七	消防法施行令の一部を改正する政令	都道府県が救急業務を行う道路区間を定めること

四四・一・二三	八	建築基準法施行令の一部を改正する政令（附則二項）	建築基準法施行令の改正に伴い第二十五条を改正としたこと
四四・三・一〇	一八	消防法施行令の一部を改正する政令	共同防火管理及び防災について定め、自動火災報知設備等に関する技術上の基準を強化
四四・四・一七	九七	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務の実施基準を人口三万以上の市としたこと
四五・三・三四	二〇	消防法施行令の一部を改正する政令	第三十七条に消防用吸管及びねじ式の結合金具を追加（四六・一・一施行）
四五・四・一七	六三	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務の実施基準に交通事故件数を加え、第四十三条の二を削除
四五・一・二・二	三三三	建築基準法施行令の一部を改正する政令	建築基準法施行令の改正に伴い第十二条、第二十一条及び第二十五条を改正
四五・一・二・二六	三四八	消防法施行令の一部を改正する政令	消防機関へ通報する火災報知設備及び非常コンセント設備に関する技術上の基準を整備
四六・六・一	一六九	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務を実施すべき市町村は自治大臣の指定をうけたものと改正
四七・一・二一	五	消防法施行令の一部を改正する政令	防災に関する規定の整備をし、スプリンクラー設備等に関する技術上の基準を強化
四七・四・二八	一一七	沖繩の復帰に伴う自治省関係政令の改正に関する政令	沖繩の復帰に伴う関係政令を整備
四七・一・二・一	四一一	消防法施行令の一部を改正する政令	防火管理及び防災に関する規定を整備し、スプリンクラー設備等の技術上の基準を強化
四九・六・一	一八八	消防法施行令及び危険物の規制に関する政令の	防火対象物の指定に関する規定を整備

四九・七・一	二五二	一部を改正する政令	スプリンクラー設備等の技術上の基準を強化
五〇・七・八	二一五	消防法施行令の一部を改正する政令	流水検知装置及び一斉開放弁を検定対象品目に加え、規定を整備
五〇・九・三〇	二九三	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	別表の整備
五〇・一一・二	三四五	消防法施行令の一部を改正する政令	消防用機械器具等の試験の手数料及び個別検定の手数料を改正
五〇・一一・二七	三八一	学校教育法施行令等の一部を改正する政令	別表の整備
五一・一一・三〇	三〇一	消防法施行令の一部を改正する政令	第四条の規定を整備し、消防用設備等の規格に関する規定及び消防設備士試験その他の手数料を改正
五二・一一・一	一〇	危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令	危険物保安技術協会に関する規定を追加
五三・一一・一	三六三	消防法施行令の一部を改正する政令	①防炎対象物品として新たにじゅうたん等を追加
五四・九・二六	二六〇	消防法施行令の一部を改正する政令	②自動火災報知設備及び避難器具に係る設置基準の強化
五六・一・二三	六	消防法施行令の一部を改正する政令	③救急隊員の資格基準の設定
			新たに特殊可燃物として合成樹脂類を追加
			①ガス漏れ火災警報設備の設置義務付け
			②準地下街における規制追加
			③火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として、毒物、劇物のうち一定のものを消防長又は消防署長への届出義務対象に追

五九・二・二一	一五	建築基準法施行令及び消防法施行令の一部を改正する政令	加 消防同意を要する住宅を指定
五九・五・一八	一四八	消防法施行令の一部を改正する政令	消防設備士試験等の手数料の引き上げ
五九・九・二一	二七六	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令	①新たに開発された自動火災報知設備の検定手数料の決定等
五九・一一・三〇	三三五	消防法施行令の一部を改正する政令	②外国検査データ受入れに係る検定手数料の特例規定の整備 ③指定試験機関制度の導入に伴う規定の整備
六一・二・二八	一七	ガス事業法施行令の一部を改正する政令	①避難器具の技術基準を改正
六一・八・五	二七四	消防法施行令の一部を改正する政令	②「トルコ浴場」を「蒸気浴場」に、「サウナ浴場」を「熱気浴場」に改正 法律改正に伴う条文整理
六一・一一・九	三六九	消防法施行令の一部を改正する政令	①防火対象物品の範囲から繊維板を除外 ②自主表示対象機械器具等として動力消防ポンプ及び消防用吸管を指定 ③救急業務の対象として一定の疾病を追加
六二・一〇・二	三四三	消防法施行令の一部を改正する政令	①防火管理講習を甲種と乙種に区分 ②共同防火管理を要する防火対象物の範囲の見直し ③非常コンセント設備の技術基準の合理化
六三・一・四	二	老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第四条に	スプリンクラー設備等に関する基準の整備 老人保健法の一部改正に伴い、別表第一(六)項口に老人保健施設を追加

六三・四・八	八九	精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第五条による改正	精神衛生法の一部改正に伴い、別表第一(六)項口に精神障害者社会復帰施設を追加
六三・二二・二七	三五八	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令第二条による改正	危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う規定の整備
元・三・三一	八三	消防法施行令の一部を改正する政令	消費税の導入に伴い検定手数料を改正
二・五・二二	一一九	消防法施行令の一部を改正する政令	屋外消火栓設備等に関する基準の整備
二・六・一九	一七〇	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備等に関する基準の整備
三・五・一五	一六〇	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
四・一・二九	九	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
五・一・二二	四	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
五・五・二二	一七〇	都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令附則第十六条による改正	建築基準法施行令等の一部改正に伴う規定の整備
七・九・一三	三三一	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
八・二・一六	二〇	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備に関する基準の整備
九・三・二四	五六	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
九・九・三五	二九一	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第六条による改正	児童福祉法の一部改正に伴い、別表第一(六)項口の規定を整備
一〇・三・二五	五〇	消防法施行令の一部を改正する政令	救急隊の装備に回転翼航空機を追加
一〇・一〇・三〇	三五二	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第五十四条による改正	学校教育法の一部改正に伴う規定の整備

一〇・一一・二六	三七二	精神薄弱の用語の整理のための関係政令の一部を改正する政令第二十四条による改正	別表第一(六)項口の規定を整備
一一・一・一三	五	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第四条による改正	建築基準法の一部改正に伴い、消防同意を要する住宅を改正
一一・三・一七	四二	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備、誘導灯及び誘導標識等に関する基準の整備
一一・九・三	二六二	介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第四十二条による改正	介護保険法等の施行に伴い、別表第一(六)項口の規定を整備
一一・一〇・一四	三二四	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う自治省関係政令の整備等に関する政令第十五条による改正	消防設備士試験等に係る規定を整備
一一・四・二六	二一一	建築基準法施行令の一部を改正する政令附則第七条による改正	建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備
一一・六・七	三〇四	中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令第三十八条、第七十二条、第八十七条による改正	中央省庁等改革に伴う規定の整備
一一・六・七	三三三	独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令第三十六条による改正	独立行政法人消防研究所法の施行に伴う規定の整備
一一・一・二四	一〇	消防法施行令の一部を改正する政令	二酸化炭素消火設備を不活性ガス消火設備に改正する等の規定の整備
一一・二・五	三八五	消防法施行令の一部を改正する政令	対象火気設備等の位置、構造及び管理、対象火気器具等の取扱い等に関する条例で定める基準を整

一四・八・二	二七四	消防法施行令の一部を改正する政令	備 ①防火対象物点検報告が義務付けられる対象の制定 ②自動火災報知機設備の設置対象の拡大 ③別表第一(二)項ハに性風俗関連特殊営業を営む店舗を追加 救急業務を行わなければならない市町村に係る規定を整備 ①防火管理が必要な防火対象物に新築の工事中の建築物等を追加 ②必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準を規定 ③登録検定機関の登録手続等を規定 電子申請等により申請を行う場合の手数料を設定 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物の基準を整備 住宅用防災機器の設置及び維持等に関する条例の制定基準を整備
一五・八・二九	三七八	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	
一六・二・六	一九	消防法施行令の一部を改正する政令	
一六・三・二六	七三	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令	
一六・七・九	二二五	危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令	
一六・一〇・二七	三二五	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	
一七・二・一八	一二二	消防法施行令の一部を改正する政令	救急隊の編成及び装備の基準の整備
一七・三・三一	一〇一	登録免許税法施行令の一部を改正する政令	登録機関の登録手数料に関する規定を整備
一八・三・三一	一五九	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

一八・六・一四	二一四	<p>る政令 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令</p>	<p>令の施行に伴う規定の整備 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係法令の整理に関する政令の施行に伴う規定の整 備</p>
一八・九・二六	三二〇	<p>障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令 の整備に関する政令</p>	<p>障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令の施行に伴い、別表第一(六)項口 中身体障害者更生支援施設等の呼称の変更</p>
一九・三・一六	四九	<p>建築物の安全性の確保を図るための建築基準法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令 の整備に関する政令</p>	<p>建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等 の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整 備に関する政令附則第四条による改正</p>
一九・三・二二	五五	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係政令の整備等に関する政令</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、別 表第一(六)項ハ中盲学校、聾学校及び養護学校の呼 称を特別支援学校に変更</p>
一九・六・一三	一七九	<p>消防法施行令の一部を改正する政令</p>	<p>別表第一(六)項口を(六)項口及びハに分割し、(六)項口 について防火管理者の選任及びスプリンクラー設 備等の設置対象を拡大</p>
二〇・七・二	二一五	<p>消防法施行令の一部を改正する政令</p>	<p>①別表第一(二)項ニとしてカラオケボックス等を追 加し、同項について自動火災報知設備の設置対象 を拡大</p>
二〇・九・二四	三〇一	<p>消防法施行令の一部を改正する政令</p>	<p>②ガス漏れ火災警報設備の設置対象を拡大 自衛消防組織及び防災管理に係る規定を整備</p>

資料3 法令改正等の契機となった火災一覧

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭25.5.17 消防法改正 22条 26.3.13 消防組織法改正 9条, 15条の7 28.7.27 消防施設強化促進法制定	昭24.2.20 能代市大火 25.4.13 熱海市大火
昭35.7.2 消防法改正 8条 34.4.24 建築基準法改正 35条, 35条の2 34.12.4 建築基準法施行令改正 128条の4第1項, 118条	昭33.2.1 東京宝塚劇場火災 <防火管理制度の整備>
昭40.5.14 消防組織法・消防法改正 ・消防組織法 24条の3 ・消防法 4条, 4条の2, 10条1項, 11条の4, 12条の2第1項, 13条, 14条, 14条の4, 16条の5	昭39.6.16 新潟地震昭和石油(株) 新潟製油所火災 39.7.14 品川区, 宝組勝島倉庫火災 <資料提出命令権及び報告徴収権の付与>
昭41.12.15 消防法施行令改正 4条第3項, 21条第2項 <防火管理者の責務を追加> 25条第1項 <自動火災報知設備、避難器具の規制強化>	昭41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災
昭42.7.25 消防法改正 9条の2 <圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出の義務化>	昭40.10.26 西宮市, LPGタンクローリー火災 42.1.19 山形市, LPGタンク車火災

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭43.6.10 消防法改正 8条の3 <防災規制の実施>	昭33.2.1 東京宝塚劇場火災 41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災
昭43.6.10 消防法改正 8条第1項, 8条の2 <防火管理者の業務拡大> <共同防火管理制度の発足>	昭39.12.21 豊島区, キャバレー金の扉火災 40.4.10 渋谷東急ビル火災 40.10.4 足立区, 喫茶ニューブリッジ火災 41.1.9 川崎市, 金井ビル火災 41.2.7 仙台まるしん火災 43.1.17 北九州市, 喫茶田園火災 43.3.13 有楽町ビル火災 43.3.14 豊島区, ブロンズ会館火災
昭44.1.23 建築基準法施行令改正 112条第9項, 113条第1項, 121条第3項, 123条, 129条	昭41.1.9 川崎市, 金井ビル火災 41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災 43.11.2 神戸市, 有馬温泉 池之坊満月城火災
昭44.3.10 消防法施行令改正 <防災規制の対象物の指定> 4条の3, <防災性能基準の制定> 21条, <自動火災報知設備の遡及適用> 24条, <非常警報設備の設置基準強化> 26条, <誘導灯の設置基準強化>	昭41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災 43.11.2 神戸市, 有馬温泉 池之坊満月城火災 44.2.5 郡山市, 磐光ホテル火災

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭45.12.2 建築基準法施行令改正 125条の2, 126条の2, 126条の4, 126条の5, 126条の6, 126条の7, 129条の13の3	昭44.2.5 郡山市, 磐光ホテル火災
昭46.6.1 消防法改正 8条第3項, 8条の2第3項 <防火管理及び共同防火管理に係る是正命令権の付与>	昭45.9.10 宇都宮市, 福田屋百貨店火災 45.12.26 水戸市, 中央ビル火災 46.1.2 和歌山市, 寿司由楼火災 46.1.28 修善寺町 のだや去留庵火災
昭47.1.21 消防法施行令改正 <防災対象物品の範囲拡大等> 4条の3, 12条, 21条第1項, 24条第1項, 第2項 28条の2 <スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、 連結散水設備の設置基準強化>	昭44.2.5 郡山市, 磐光ホテル火災 44.3.29 新宿区, トルコその火災 45.12.26 水戸市, 中央ビル火災 46.1.2 和歌山市, 寿司由楼火災
昭47.12.1 消防法施行令改正 3条, 4条 12条第1項, 34条 48.8.23 建築基準法施行令改正 112条第14項, 第16項, 123条第1項, 第3項, 129条	昭47.5.13 大阪市, 千日デパート火災 <防火管理者の資格及び責務の強化> <スプリンクラー設備の設置基準の強化> <自動火災報知設備の遡及適用対象の拡大>

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
<p>昭49.6.1 消防法改正 8条第4項, <small><防火管理に係る措置命令権の付与></small> 17条の2第2項, 17条の3第2項, 17条の3の3 <small><特定防火対象物における消防用設備等の遡及適用の実施></small> <small><地下街における消防用設備等の設置規制強化></small> <small><消防用設備等の点検報告の実施></small></p>	<p>昭47.5.13 大阪市, 千日デパート火災 48.3.8 北九州市, 済生会八幡病院火災 48.11.29 熊本市, 大洋デパート火災</p>
<p>昭49.7.1 消防法施行令改正 11条第1項, 12条第1項, 34条の2, 35条, 36条 <small><消防用設備等の設置基準強化></small> <small><消防用設備等の検査及び点検について規定></small></p>	<p>昭48.3.8 北九州市, 済生会八幡病院火災 48.11.29 熊本市, 大洋デパート火災</p>
<p>昭50.12.17 石油コンビナート等災害防止法制定</p>	<p>昭45.2.26 昭和石油(株) 川崎製油所火災 48.7.7 出光石油(株) 徳山工場火災 48.9.16 大阪石油(株) 泉北工業所火災 48.10.8 チッソ石油化学(株) 五井工場火災 48.10.18 住友化学(株) 大江製造所火災 49.12.18 三菱石油(株)水島製油所 重油流出事故</p>
<p>昭53.11.1 消防法施行令改正 4条の3第3項, 第4項, 21条第1項, 25条 <small><防災対象物品の拡大></small> <small><自動火災報知設備の設置基準強化></small> <small><避難器具の設置基準強化></small></p>	<p>昭51.12.4 墨田区, 国松ビル (サロン歌麿)火災 51.12.26 沼津市, 三沢ビル (らくらく酒場)火災 53.3.10 新潟市, 今町会館 (スナック. エル・アドロ) 火災</p>
<p>昭54.9.26 消防法施行令改正 旧別表第3 現 危険物の規制に関する政令別表第4</p>	<p>昭54.5.21 大阪市, 住吉ゴム(株)火災</p>

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭55.7.14 建築基準法施行令改正 81条～99条, 112条第16項, 129条の2の2第1項	昭48.3.8 北九州市, 済生会八幡病院火災 48.11.29 熊本市, 大洋デパート火災 50.11.23 八王子市, 秀和めじろ台レ ジデンス火災
昭56.1.23 消防法施行令改正 <ガス漏れ火災警報設備の追加> <準地下街を政令別表第1に追加> 21条の2	昭55.8.16 静岡駅前地下街 ゴールデン街爆発火災
昭56.5.15 防火基準適合表示要綱制定 (消防庁次長通知111号) <適マーク制度確立>	昭55.11.20 栃木県, 川治プリンスホテ ル雅苑火災
昭61.4.15 消防組織法・消防法改正 11条の5	昭60.5.6 目黒区, 柿の木坂タンクロー リー火災
昭62.10.2 消防法施行令改正 <スプリンクラー設備及び屋内消火栓 設備等の設置対象拡大> 12条第1項	昭62.6.6 東村山市, 老人ホーム昭青 会松寿園火災
平2.6.19 消防法施行令改正 <スプリンクラー設備の設置対象拡大> 12条第1項	平2.3.18 兵庫県, 長崎屋尼崎店火災

公布日・改正された法令・主な改正事項	発災年月日・契機となった火災
平14.4.26 消防法改正 1 立入検査の時間制限、事前通告の廃止 2 措置命令等の発動要件の明確化 3 防火対象物の定期点検報告制度の導入 4 避難上必要な施設等の管理の義務付け 5 罰金額の引き上げ等	平13.9.1 東京都 新宿区歌舞伎町ビル火災